

甲府市GPS機能付き機器購入費等助成金交付事業 よくある質問

※回答の詳細やご不明な点は、地域包括支援課（電話：055-237-5484）にお問い合わせください。

No.	質問	回答
1	認知症の確定診断がない場合も申請できますか。	認知症の確定診断がない場合でも、認知症についての医師の所見があり（認知症の状態像が見られる等）、医師の意見書やケアプラン等に当該所見が記載されていれば申請可能です。
2	要介護1や要支援1・2の方も対象になりますか。	医師の所見等から、認知症により、GPS機能付き機器による見守り支援が必要と認められる場合は対象となります。
3	ケアプランに、認知症であることが分かる記載がない。	ケアプラン以外の資料に（医師の意見書やケアマネジャーが作成する「基本情報」など）、認知症であることが分かる記載がある場合、当該資料の提出により申請することが可能です。
4	本助成事業の対象外となるのはどのような機器ですか。	スマートフォンやスマートウォッチなどは、主たる用途が位置情報の把握に限定されない機器のため、対象外となります。但し、ご家族がスマートフォン等を使って、GPS機能付き機器の位置情報を把握することは可能です。 また、エアタグなどは、近距離通信（Bluetooth信号）を使用して位置情報を把握する機器のため、対象外となります。
5	カード型やキーホルダー型などでも対象になりますか。	GPS（人工衛星を利用して位置を測定するシステム）により位置情報を発信する機器であれば、対象となります。
6	購入費と通信費の両方を申請することは可能ですか。	交付の申請は同時に行うことが可能ですが、請求の申請は別になります。請求においては、先に購入費を申請し、通信費は利用した月の分をまとめて年度末までに申請してください。
7	通信費・レンタル料の請求はいつ申請すればよいですか。	No.7の回答にある通り、利用した月の分をまとめて申請してください。交付申請した年度の2月利用分まで申請可能ですので、2月利用分までの金額が分かる資料を準備でき次第、当該年度末までに申請してください。
8	年度が変わっても同じ機器の使用を継続する場合、交付申請は年度ごとに必要ですか。	通信費・レンタル料の助成決定を受けていただき、使用機器や申請額に変更がない場合は、第4号様式（助成金交付請求書（通信・レンタル料））の「次年度の利用」欄に「有」を記入していただければ、翌年度の申請は不要です。 但し、使用機器や申請額に変更がある場合は、翌年度の申請が必要となります。